

令和 3 (2021) 年 4 月

在学生、新入生
ご家族の皆様

令和 3 (2021) 年度 前期授業について

東京家政大学
東京家政大学短期大学部
学長 井上俊哉

首都圏では、新型コロナウイルスの感染状況は、感染者数の推移が、下げ止まりから再度の拡大傾向を示し、変異型の流行とともに懸念される状況にあります。政府の緊急事態宣言解除後も、自治体の緊急事態措置が継続される事態となっています。感染症のワクチン接種も始まっていますが、感染収束の先は見通せない状況です。

現在の自治体の緊急事態措置は、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクの高い場面に絞った重点的な内容を段階的に解除する方向で継続しています。本学では、これまでの「感染拡大防止活動指針 2」の表記を一部修正し内容は継続する「活動指針 3」に更新し、ステージ 3 の判断を継続して、4 月 1 日から適用します。

感染拡大の一方、対応もかなりわかってきました。十分な感染防止策をとった大学の対面授業では、感染が拡大する可能性は少なく、学外での「酒席」と多人数・長時間の「会食」の場面等に感染の危険があることが明確になっています。

令和 3(2021)年度前期授業実施方針では、「基本的な体調管理と体調不良時に積極的に休みを取り、「酒席」と多人数・長時間の「会食」を極力避ける学生・教職員の生活態度、衛生習慣について改めて注意喚起し、学内では、入構時の検温、手指消毒と常時換気の徹底、教室定員 1/2 制限などの感染防止策をより一層徹底することを前提として、教育内容の質保証の観点を重視し、社会的な要請の大きさを踏まえ、当面 30%、最低 50%を目途にできるだけ対面授業を実施していく原則」としています。

令和 3 (2021) 年度前期授業で、授業回数の半数以上を対面とする対面授業の割合は、板橋校舎で約 55%、狭山校舎で約 90%、全学で約 60%の予定となっています。

教室定員超過等に対応する感染防止対策のため、また、大学が教育上効果があると認めた遠隔授業は、本学の遠隔授業ガイドラインに沿ってメディア授業として実施します。新型コロナウイルスの感染状況により、対面授業の一部または全部をメディア授業に移行する場合があります。学生の皆さんの PC、通信環境の整備に引き続きご協力ください。

同居のご家族の皆様の体調不良を含め本人の体調不良の際には、科目担当教員へ連絡し、対面授業を欠席し、メディア授業に切替えて、感染症の問題がなければ対面授業への出席を再開してください。

感染拡大の中、対面授業に欠席となる学生に不利益とならない配慮は、継続して実施します。

対面授業終了後は、学外での会食等を極力避け、帰宅するようにしてください。

感染拡大が収束しない情勢の中で、本学は、皆さんの安全確保、感染拡大防止という社会的責任を第一に考えながら、教育機関としての使命を果たし、学生生活の充実を図るために、教職員一同、全力でサポートします。

なお、今後の感染状況の変化に応じて、授業形態を変更する可能性があります。その際は、大学ホームページや学生ポータルでお知らせいたしますので、定期的に確認してください。

以上

新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針B（東京家政大学）

令和3年3月24日(Ver.3)

ステージ	判断基準	授業	学外実習	研究活動	学生の入構	学内行事 イベント	課外活動 ボランティア	窓口業務 入試業務	事務機能
ステージ0	平常時・危機がない状態	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
ステージ1	自粛要請は出ていないが、感染への注意が必要な状態	感染拡大防止に最大限の配慮をし、対面授業を実施。 メディア授業の積極的利用。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、実施を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、通常通りの研究活動を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、入構を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、実施を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、活動を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮を実施。 メール・電話での問合せの利用。	感染拡大防止に最大限の配慮をし勤務。時差出勤、テレワーク、交代勤務の利用。
ステージ2	大人数での行事、イベント等について自粛要請がでている状態	大学が必要と判断した対面授業とメディア授業、を 実施。 授業実施に伴う教員、学生の 入構は、感染拡大防止に最大 限の配慮をした上で認め る。	実習先との十分な調整を 経て免許・資格取得や卒業等 に必要な実習を実施。 感染拡大防止に最大限の配 慮をした上で認める。	学会などの研究会への参 加、学内での研究活動につ いては、感染拡大防止に最 大限の配慮をした上で実施 を認める。 本学での学会主催は原則禁 止（オンライン開催を除く）。	授業等必要な入構を認め る。 大学・短大生については、感 染拡大防止に最大限の配慮 をした上で、大学が許可した 一部施設を一定の人数・時 間で利用を認める。 大学院生については、感染 拡大防止に最大限の配慮を した上で、一定の人数・時 間の入構を認める。	大人数にならない、大学が必 要と認めた学内行事・イベ ントについては、感染拡大防 止に最大限の配慮をした上 で、実施を認める。 大人数の行事・イベントは原 則禁止（オンライン開催を除 く）。 施設の外部貸出は行わな い。	大学が必要と認めた活動の み実施。 大学が許可した場所におけ る一定の人数・時間の活動に ついて、感染拡大防止に最 大限の配慮をした上で認め る。 大人数の活動・遠征は原則 禁止。	所属が必要と判断した窓口業 務は実施。 窓口での相談・書類提出等 は、感染拡大防止に最大限 の配慮をした上で、事前に当 該窓口との調整を経て認め る。メール・電話での問合せ を積極的に利用する。 試験監督・オープンキャンパ ス等の入試業務は、感染拡 大防止に最大限の配慮をし 実施。	感染拡大防止に最大限の配 慮をした上で勤務。時差出 勤、テレワーク、交代勤務を 積極的に利用する。
ステージ3	緊急事態宣言の発令等による重点的な一部営業時間短縮などの要請がでている状態	メディア授業と、緊急事態宣 言による自治体の措置等（以 下、宣言・措置等と いう）に抵触しない範囲で、大 学が必要と判断した対面授 業を実施。 授業の実施に伴う教員、 学生の入構は、感染拡大防 止に最大限の配慮をした上で 認める。	宣言・措置等に抵触しない範 囲で、免許・資格取得や卒業 に、大学が必要と判断した実 習を実施。実習施設と相談の 上、感染拡大防止に最大限 の配慮をした上で実施を認め る。	宣言・措置等に抵触しない範 囲で、学会などの研究会へ の参加、学内での研究活動 については、感染拡大防止に 最大限の配慮をした上で、実 施を認める。 本学での学会主催は原則禁 止。（オンライン開催を除く）。	宣言・措置等に抵触しない範 囲で、授業等必要な入構を認 める。 大学・短大生、大学院生で卒 業・修了、資格取得等に必要 な教育、研究活動等を行う場 合、感染拡大防止に最大限 の配慮をした上で、一定の人 数・時間の入構を認める。	宣言・措置等に抵触しない範 囲で、大人数にならない、大 学が必要と認めた学内行事 ・イベントについては、感染 拡大防止に最大限の配慮を した上で、実施を認める。 大人数の行事・イベントは原 則禁止（オンライン開催を除 く）。施設の外部貸出は行わ ない。	課外活動は原則活動禁止 （オンラインでの活動を除く）。 免許・資格取得、授業等に 関連するボランティアは、宣 言・措置等に抵触しない範囲 で、大学が必要と判断した活 動を実施。	宣言・措置等に抵触しない範 囲で、所属が必要と判断した 窓口業務は実施。 窓口での相談・書類提出等 は、感染拡大防止に最大限 の配慮をした上で、事前に当 該窓口との調整を経て認め る。メール・電話での問合せ を積極的に利用する。 試験監督・オープンキャンパ ス等の入試業務は、宣言・措 置等に抵触しない範囲で、感 染拡大防止に最大限の配慮 をし実施。	宣言・措置等に抵触しない範 囲で、感染拡大防止に最大 限の配慮をした上で勤務。時 差出勤、テレワーク、交代勤 務を積極的に利用する。
ステージ4	緊急事態宣言が発令され全面的な営業自粛などの要請がでている状態	原則メディア授業のみ実施。 メディア授業の実施に伴う教 員の入構は、感染拡大防止 に最大限の配慮をした上で、 所属長の指示のもと、認め る。	原則実施不可。	出張の原則中止。 学会などの研究会への参 加及び主催の禁止（オンラ イン開催を除く）。原則とし て在宅での研究とし、教育・研 究の準備・継続に必要な不可欠な 場合のみ、感染拡大防止に 最大限の配慮をした上で、所 属長の指示のもと、入構を認 める。	原則入構禁止。 やむを得ず入構する必要が ある場合は、かならず事前に 大学の許可を得ること。 可能な限り短時間で退出す ること。	実施不可（オンライン開催を 除く）。	活動禁止（オンラインでの活 動を除く）。	メール・電話での問い合わせの み。 入試業務は、オンライン実施 について検討する。	感染拡大防止に最大限の配 慮をした上で、所属長の指示 のもと、事務機能を維持す るための必要最小限の職員が 出勤。 時差出勤、テレワーク、交代 勤務の積極的利用。
ステージ5	外出禁止等、重大な緊急事態（感染拡大により、教職員が出勤できない状態など）	メディア授業のみ実施。	実施不可。	研究資産維持のために必要 最低限の人員に限り、所属長 の指示のもと、入構を認め る。	学生の入構を禁止	実施不可（オンライン開催を 除く）。	活動禁止（オンラインでの活 動を除く）。	メールでの問い合わせのみ。 入試業務は実施不可。	所属長の指示のもと、大学施 設の維持管理のために必要 最低限の職員のみ出勤。

令和3(2021)年度 前期授業期間については、シラバスにより、各学科等で当面30%、最低50%を目標に実施する対面授業とメディア授業を実施する。

この指針は、R3(2021).4.1から適用する。今後の状況によって、活動指針を変更することがある。

具体的な決定は、活動指針を目安とし、そのときどきの状況を総合的に勘案して、コロナウィルス対策本部会議などで行う。